

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が一部非公開とした本件異議申立ての対象となった公文書の非公開部分のうち、別表に掲げる部分を除いて公開すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

- ( 1 ) 平成21年10月22日に島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、異議申立人より次のとおり公文書公開請求があった。
- ( 2 ) 本件公文書公開請求の内容
  - ア 特定史跡の国の史跡指定（追加指定も含む。）文化財保護法に基づく現状変更許可手続き及び終了報告に関する書類一切
  - イ アの文化庁への進達に係る書類一切
  - ウ 特定史跡の無断現状変更に関する調査、事実確認及び関係機関との協議に関する書類一切
  - エ 特定史跡の無断現状変更に関して作成された書類一切
- ( 3 ) 同年10月27日、実施機関は公開請求者に対し、公文書公開決定等期間延長を通知し、同年11月18日、本件請求に対応する公文書に第三者に関する情報が記録されていることから、条例第15条第1項の規定に基づき意見書の提出の機会を付与するため、当該第三者に対し意見書提出に係る通知を行った。  
同年12月2日、当該第三者は実施機関に対し、本件公文書の公開に反対する旨の意見書を提出した。
- ( 4 ) この請求に対して、実施機関は同年12月7日付けで次のような決定を行った。
  - ア 対象公文書
    - (ア) 申請書類等
      - a 特定史跡の国の史跡指定（追加指定も含む。）文化財保護法に基づく現状変更許可手続き及び終了報告に関する書類
      - b aの文化庁への進達に係る書類
    - (イ) その他関連して作成された書類
      - a 特定史跡の無断現状変更に関する調査、事実確認及び関係機関との協議に関する書類
      - b 特定史跡の無断現状変更に関して作成された書類
  - イ 決定内容
    - 部分公開
  - ウ 公開しない部分
    - 書類に記載された個人に関する情報及び法人等情報
  - エ 公開しない理由
    - 公開することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの（条例第7条第2号）及び、公開することにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（条例第7条第3号）に該当する部分があるた

め。

当該部分を除いた箇所を公開する部分公開決定とした。

- (5) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の部分公開決定を不服として平成22年1月14日に異議申立てを行った。

なお、本件決定については、公開に反対する旨の意見書を提出した第三者が、行政不服審査法第48条及び第34条第2項に基づき執行停止の申立てを行い、同年1月8日、実施機関が執行停止を決定している。

- (6) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、同年1月14日付けで当審査会に諮問書を提出した。

### 3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨

本件公文書に記載された、個人に関する情報及び法人等情報を非公開とする部分公開決定の取り消しを求める。

- (2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び意見書等による主張の要旨は次のとおりである。

ア 実施機関が部分公開決定により非公開とした「申請書類等」の印影、住所、氏名、生年月日、自動車ナンバープレート、宅地内の見取図については、非公開とすることに異議はない。(顛末書の印影を含む。)

イ 顛末書について

(ア) 顛末書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)に基づき、国(文部科学省)によって、既に公開されて久しい。このことは、何人も、顛末書の公開を受け得ることを意味する。

従って、顛末書が公開されても、個人の権利利益や法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものではない。

また、現実に個人の権利利益や法人の権利等が害される結果は生じておらず、実施機関は、かかるおそれが現実に発生したか否かを立証すべきである。

(イ) 情報公開法第5条第1号及び第2号イと条例第7条第2号及び第3号は同旨の規定を置いており、国は顛末書について情報公開法第5条第1号及び第2号イに該当しないものと判断し公開している。

実施機関が国と異なる判断をするのであれば、その理由を具体的に明らかにすべきである。

(ウ) 顛末書には、「法人の経営方針、事業計画及び将来構想等のうち、当該法人によって公開されていない情報」は含まれておらず、これを公開しても、当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するとは認められない。

また、公開により個人の権利利益を侵害するというのであれば、実施機関はそのことを、具体的に立証すべきである。

ウ 復命書、電話録取表、口頭録取表、事務連絡、手紙について

(ア) 条例第7条第2号ただし書きウに該当すること

当該公文書は、いずれも島根県職員等によって作成されたものであり、従って、公務員等の職、氏名及び職務執行内容にかかる情報であって、公開しなければならない。非公開としたことには理由がない。

(イ) 条例第7条第2号本文に該当しないこと

a 当該公文書は、いずれも文化財保護法に基づく申請手続きに関連して作成され、同手続きは既に実施され、同手続きに関する書類が公開されている以

上、当該公文書が公開されても、個人の権利利益や法人の権利、競争上の地位を害することはない。

- b 当該公文書に記された内容は、行政手続きにおける実務的な意見や考えないし客観的な説明であり、これらは私人の純粋に私的な情報でもなく、また、個人の人格や心情、信仰等と密接な関わりのある情報でもなく、本号には該当しないため非公開とすべきではない。
- c 本号に規定されている「公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある」とは、単に個人の権利利益に何らかの不利益が生じるおそれといった「抽象的なおそれ」では足りず、具体的に侵害されることが客観的に明白な場合や法的保護に値する程度の蓋然性をもって利益侵害が生じうる必要があると解される。
- d 本号は非公開にできる個人に関する情報の中から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除外している。したがって、当該公文書は文化財保護法上の手続きについて関連して作成されたものであり、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するため、そもそも、本号によっては非公開とできない。

(ウ) 条例第7条第3号本文に該当しないこと

- a 当該宗教法人が、追加指定地において墓地経営を行うという将来構想は、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」という。）に基づき墓地経営の許可を受け、市の情報公開条例に基づき墓地台帳が公開されており、このことは既に公開された事実である。

墓埋法が墓地経営について「公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」を目的としている以上、公衆衛生等公共の福祉の見地からは公開されるべきである。

よって、当該宗教法人の墓地経営構想に関する限り、非公開とする理由は存在せず本号には該当しない。

- b 宗教法人は、宗教法人法第6条により、公益事業及びその目的に反しない限りで公益事業以外の事業を行うことができる。  
その行う事業に関し規則制定、認証（同法第12条、第26条）、登記（同法第52条）、公告（同法第23条）などの事前の公表手続きを行う義務が課せられており、このような義務を捨象して、かかる義務付けのない団体と宗教法人を同列に論じることはできない。

- c 本号に規定されている「公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる」とは、単に情報が公開されることにより、法人等の権利や事業活動等に何らかの不利益が生じるおそれといった「抽象的なおそれ」では足りず、具体的に侵害されることが客観的に明白な場合や法的保護に値する程度の蓋然性をもって利益侵害が生じうる必要があると解される。

(エ) 条例第7条第3号ただし書きに該当すること

墓地経営に関する構想や経営方針は、「公衆衛生等公共の福祉（墓埋法第1条）」に密接に関連するものであり、墓地経営という事業活動によって生ずるおそれのある支障から、人の生命、健康、生活を保護するために、公開することが必要と認められる情報に該当する。

(オ) 条例第9条に該当すること

- a 墓地経営を行うという将来構想は、公衆衛生の確保という公益上の理由及

び事業活動によって生じる支障により公衆衛生、人の生命、健康、生活又は財産の保護という公益上の理由から、公開することが特に必要である。

b 国の史跡の追加指定地を無断で現状変更したという情報自体、公益上特に公開が必要とされる情報であり、当該条項に該当する。

また、島根県の誇る重要な文化財である、当該特定史跡の保護及び国の文化財保護行政の適正な執行に密接に関連する情報であり、公益上の理由から公開することが特に必要である。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

##### (1) 対象公文書について

本件対象公文書は、文化財保護法の規定に基づく申請等の手続きに関して作成された「申請書類等」と、関係者の陳述及び協議内容を記した電話録取表、口頭録取表、復命書、事務連絡、手紙、顛末書で構成される「その他関連して作成された書類」に大別される。

##### (2) 決定の理由について

「申請書類等」に関しては印影、氏名、住所、住宅間取り図、自動車ナンバープレートは、個人が識別される及び個人及び法人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため非公開とし、その他の部分は公開とした。

一方、「その他関連して作成された書類」については、関係者の率直な陳述内容がそのまま記されており、個人の考えや心情などが生々しく記述された箇所を公開すれば、個人の権利利益を害するおそれがある。

加えて、「その他関連して作成された書類」には、法人の経営方針、事業計画及び将来構想のうち、当該法人によって公開されていない情報が含まれ、こうした箇所を公開すれば、法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められる。

このため、氏名、協議及び陳述の内容が記された部分が非公開情報に該当すると判断し非公開とした。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

##### (2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、文化財保護法の規定に基づき、国史跡の指定、国史跡の追加指定及び現状変更許可の申請手続きに関して作成された「申請書類等」と、これらの申請手続きに関して行われた関係者の陳述及び協議の内容を記載した復命書、

電話録取表、口頭録取表、事務連絡、手紙、顛末書で構成される「その他関連して作成された書類」である。

また、本件対象公文書には、文化財保護法の規定に基づく現状変更許可手続きを行わず、現状変更を行った、無断現状変更にかかる申請書類等及びその他関連して作成された書類も含まれている。

(3) 審査の対象について

異議申立人は意見書において、申請書類等については、「印影（顛末書の印影を含む）住所、氏名、生年月日、自動車ナンバープレート、宅地内の見取図を非公開とすることに異議はない。」とし、一方、その他関連して作成された書類である復命書、電話録取表、口頭録取表、事務連絡、手紙、顛末書の実施機関が非公開と判断した部分については、それぞれ理由を述べ「公開とすべき。」と主張している。

よって、審査会は異議申立人が異議はないとした「申請書類等」の非公開部分については審査の対象としない。したがって、異議申立人が公開すべきとした「その他関連して作成された書類」の復命書、電話録取表、口頭録取表、事務連絡、手紙、顛末書の非公開部分が審査の対象となる。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、個人に関する情報は非公開とすることを定めたものである。

異議申立人は、顛末書と復命書・電話録取表・口頭録取表・事務連絡・手紙に本件対象公文書を2分割して、それぞれの非公開部分について理由を述べ公開すべきと主張している。また、実施機関は顛末書を全部非公開とし、その他の復命書・電話録取表・口頭録取表・事務連絡・手紙のうち、手紙を全部非公開とし、手紙以外の公文書については、宗教法人代表者の氏名、宗教法人代表者以外の個人の氏名、協議及び陳述の内容が記された部分を非公開とし、その他の部分は公開するとしている。

そこで、本件対象公文書の非公開部分が本号に該当するか否かについて以下、検討する。

(ア) 本件顛末書について

当審査会が見分したところ、当該公文書は宗教法人代表者が作成し、実施機関を経由して文化庁長官に提出されたものであり、その記載内容は、宗教法人所在地、宗教法人名称、宗教法人代表者氏名、印影、無断現状変更が生じた場所・発生した経過・発生した原因、今後の対応及び再発防止の考え方である。

このように、当該公文書は宗教法人代表者が作成した宗教法人に関する記載内容のみであり、法人に関する情報であるといえる。よって、本号の個人に関する情報とは認められず、本号には該当しない。

(イ) 本件復命書・電話録取表・口頭録取表・事務連絡・手紙について

当審査会が見分したところ、当該公文書は宗教法人代表者、国・市、情報提供者、報道関係者の4者と実施機関の間でそれぞれ行われた、無断現状変更に関する協議・陳述等の内容を記載した、復命書、電話録取表、口頭録取表、事務連絡、手紙である。

これらのうち、実施機関と宗教法人代表者、国・市との間で行われた協議、陳述等の内容を記載した復命書、電話録取表、口頭録取表については、宗教法人が行った無断現状変更にかかる調査、事実確認、今後の対応、再発防止等に関する記載内容であり、いずれの記載内容も宗教法人に関するものであり、本

号の個人に関する情報とは認められず、法人に関する情報であると判断する。

また、実施機関と情報提供者、報道関係者との間で行われた協議、陳述等の内容を記載した復命書、電話録取表、口頭録取表、事務連絡、手紙については、情報提供者、報道関係者の氏名、印影及び情報提供者、報道関係者と実施機関の両者で行われた無断現状変更に関する情報提供、事実確認、取材、回答等のやりとりをまとめた記載内容である。

これらの記載内容のうち、情報提供者、報道関係者の氏名、印影については、いずれも当該個人が識別され、本号の個人識別情報に該当するため実施機関が非公開と判断したことは妥当である。

情報提供者、報道関係者と実施機関の両者で行われた無断現状変更に関する情報提供、事実確認、取材、回答等のやりとりをまとめた記載内容については、無断現状変更がどのような背景で起こり、実施機関がどのような対応をしたのか、その内容を一般的な表現で平易に記載したものに過ぎず、個人の人格やプライバシーに密接に関係しているものとは認められない。

また、本件復命書、電話録取表、口頭録取表、事務連絡、手紙には、文化財保護法の規定に基づき国の史跡に指定された公共性の高い特定史跡が、無断現状変更に至った原因、経緯、それに対する県の対応等についても記載されており、これらの県の対応の妥当性や今後の再発防止策の検討等について、県民が判断するため必要となる情報であり公開すべき情報である。

よって、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、本号には該当しないと判断する。

以上のことから、実施機関が本号に該当するとして非公開とした部分のうち、別表に掲げる部分を除き公開すべきと判断する。

- (ウ) なお、異議申立人は、県職員が作成した公務員の職務遂行の情報であり、条例第7条第2号ただし書きウに該当し公開しなければならないと主張するが、別表に掲げる部分は、県職員が作成したものではあるが、その記載内容は県職員以外の情報提供者、報道関係者の氏名、印影であり、これらは公文書を作成した県職員以外の個人に関する情報であり本号ただし書きウには該当しないと判断する。

#### (5) 条例第7条第3号該当性について

ア 本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公開することにより、事業を行うものの権利、事業活動その他正当な利益を害するような情報は、非公開とすることを定めたものである。

本号の「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であって、公開することによりこれらの事業活動に対しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えると認められるものをいう。また、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接その権利の侵害、競争上の不利益を与えたとはいわなくても、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいう。

異議申立人は、前述のとおり顛末書と復命書・電話録取表・口頭録取表・事務連絡・手紙に本件対象公文書を2分割して、それぞれの非公開部分について理由を述べ公開すべきと主張している。また、実施機関は顛末書を全部非公開とし、その他の復命書・電話録取表・口頭録取表・事務連絡・手紙のうち、手紙を全部非公開、手紙以外の公文書については、宗教法人代表者の氏名、宗教法人代表者

以外の個人の氏名、協議及び陳述の内容が記された部分を非公開とし、その他の部分は公開するとしている。

そこで、本件対象公文書の非公開部分が本号に該当するか否かについて以下、検討する。

(ア) 本件顛末書について

当審査会が見分したところ、当該公文書は宗教法人代表者が作成し、実施機関を経由して文化庁長官に提出されたものであり、その記載内容は、宗教法人所在地、宗教法人名称、宗教法人代表者氏名、印影、無断現状変更が生じた場所・発生した経過・発生した原因、今後の対応及び再発防止の考え方である。

これらの記載内容は確かに、宗教法人が作成した法人に関する情報であるが、一方で文化財保護法の規定に基づき国史跡の指定を受けた史跡に関する情報でもあり、国史跡の指定を受けていない一般的な宗教法人の史跡に関する情報に比べると、歴史的価値の高い貴重な国民的財産に関する情報であり公共性の高い情報であるといえる。

また、国史跡の指定を受けた史跡には、文化財保護法の規定に基づき行為の制限等の規制がかかり、監督官庁である実施機関は、現状変更許可申請書等の書類を提出させ必要な情報を入手し、必要な指導を行うこととなっている。これらの情報は文化財保護法の規定に基づき歴史的な価値の高い文化財の保護を目的に行為の制限、指導等を行うため提出を義務付けているものであり、当該宗教法人の宗教性等を理由に規制しているものではないため、本件顛末書の公開により直ちに法人の名誉権、信教の自由が侵害される性質の情報ではない。

また、当該顛末書にかかる無断現状変更については本来、事前に許可申請が行われていれば許可できる内容の現状変更であったため、軽微な違反との判断により、事実確認や当該顛末書の提出等による行政指導に留め、その後、現状変更許可申請書を提出させ、現状変更許可を行っており、許可手続きとしては既に完結しているものである。したがって、当該顛末書の公開により直ちに法人の名誉権、信教の自由が侵害されるものではない。

以上のことから、顛末書に記載された情報は法人の権利、事業活動その他正当な利益を害するような情報とは認められず、本号には該当しないと判断する。

(イ) 本件復命書・電話録取表・口頭録取表・事務連絡・手紙について

当審査会が見分したところ、当該公文書は宗教法人代表者、国・市、情報提供者、報道関係者の4者と実施機関の間でそれぞれ行われた、無断現状変更に関する協議・陳述等の内容を記載した、復命書、電話録取表、口頭録取表、事務連絡、手紙であるが、(4)イで述べたとおり、別表に掲げる情報提供者及び報道関係者等に関する情報については、当審査会で条例第7条第2号に該当するため非公開とすべきと判断しており、本号の該当性については判断しない。

その他の実施機関と宗教法人代表者、国・市との間で行われた、無断現状変更に関する協議及び陳述等の記載内容については、確かに、宗教法人に関する情報であるが、一方で文化財保護法の規定に基づき国史跡の指定を受けた史跡に関する情報でもあり、国史跡の指定を受けていない一般的な宗教法人の史跡に関する情報に比べると、歴史的な価値の高い貴重な国民的財産に関する情報であり公共性の高い情報であるといえる。

また、国史跡の指定を受けた史跡には、文化財保護法の規定に基づき行為の制限等の規制がかかり、監督官庁である実施機関は、現状変更許可申請書等の書類を提出させ必要な情報を入手し、必要な指導を行うこととなっているが、

これらの情報は文化財保護法の規定に基づき歴史的な価値の高い文化財の保護を目的に行為の制限、指導等を行うため提出を義務付けているものであり、当該宗教法人の宗教性等を理由に規制しているものではないため、これらの公開により直ちに法人の名誉権、信教の自由が侵害される性質の情報ではない。

また、当該顛末書にかかる無断現状変更については本来、事前に許可申請が行われていれば許可できる内容の現状変更であったため、軽微な違反との判断により、事実確認や当該顛末書の提出等による行政指導に留め、その後、現状変更許可申請書を提出させ、現状変更許可を行っており、許可手続きとしては既に完結しているものであるため、当該顛末書の公開により直ちに法人の名誉権、信教の自由が侵害されるものではない。

以上のことから、当該情報を公開することにより、法人の権利、事業活動その他正当な利益を害するとは認められず、本号には該当しないと判断する。

( 6 ) 条例第 9 条該当性について

異議申立人は、墓地経営を行うという将来構想は、公衆衛生の確保という公益上の理由及び事業活動によって生じる支障から公衆衛生、人の生命、健康、生活又は財産の保護という公益上の理由から、公開することが特に必要であり、また、国の史跡の追加指定地を無断で現状変更したという情報自体、公益上特に公開が必要とされる情報であり、本条に該当するため公開すべきと主張する。

しかしながら、( 5 ) で述べたとおり、当審査会は実施機関が条例第 7 条第 3 号に該当するとして非公開とした部分については、当該条項に該当しないため公開すべきと判断していることから、本条の該当性については判断しない。

また、( 4 ) で述べた、当審査会が条例第 7 条第 2 号に該当するため非公開とすべきと判断した別表に掲げる情報については、無断現状変更を行った当事者である宗教法人の情報ではなく、第三者である情報提供者、報道関係者の氏名、印影であり、個人識別情報に該当すると判断しており、これらの情報を公開する公益上の必要性は認められない。よって、「公益上特に必要がある」とはいえず本条には該当しない。

( 7 ) 以上から、冒頭「 1 審査会の結論」のとおり判断する。



## 別表

対象公文書	非公開とすべき部分
平成20年10月20日付け復命書	情報提供者氏名
平成20年10月21日付け復命書	情報提供者氏名
平成20年10月23日付け電話録取	情報提供者氏名
平成20年10月28日付け口頭録取	情報提供者氏名
平成20年12月18日付け復命書	情報提供者氏名
平成20年12月24日付け電話録取	情報提供者居住地、情報提供者氏名
平成21年 2月 3日付け電話録取(1)	情報提供者氏名
平成21年 2月 3日付け電話録取(2)	情報提供者氏名、宗教法人職員氏名
平成21年 2月 4日付け電話録取	報道機関名、報道関係者氏名
平成21年 2月 5日付け電話録取	情報提供者氏名
平成21年 3月 6日付け電話録取	情報提供者氏名
平成21年 3月16日付け電話録取	情報提供者氏名
平成21年 4月20日付け電話録取	情報提供者氏名、第三者氏名
平成21年 5月 1日付け復命書	情報提供者氏名
平成21年 5月 8日付け事務連絡	情報提供者氏名
平成21年 5月15日付け事務連絡	情報提供者氏名
平成21年 5月14日付け電話録取	情報提供者氏名
平成21年 5月15日付け電話録取(1)	情報提供者氏名
平成21年 5月15日付け電話録取(2)	情報提供者氏名、宗教法人職員氏名
平成21年 5月15日付け電話録取(3)	情報提供者氏名
平成21年 5月15日付け電話録取(4)	情報提供者氏名、宗教法人職員氏名
平成21年 5月15日付け電話録取(5)	情報提供者氏名
平成21年 5月18日付け手紙	情報提供者氏名、情報提供者印影、第三者氏名
平成21年 5月18日付け電話録取	情報提供者氏名
平成21年 5月20日付け電話録取	情報提供者氏名
平成21年 5月21日付け口頭録取	情報提供者氏名
平成21年 5月22日付け口頭録取	情報提供者氏名
平成21年 6月 1日付け電話録取	情報提供者氏名
平成21年 6月 2日付け口頭録取	情報提供者氏名
平成21年 6月 2日付け電話録取	情報提供者氏名
平成21年 6月 8日付け電話録取(1)	情報提供者氏名
平成21年 6月 8日付け電話録取(2)	情報提供者氏名
平成21年 6月15日付け電話録取	情報提供者氏名
平成21年 9月 4日付け電話録取	報道機関名、報道関係者氏名

( 諮問第 1 0 6 号に関する審査会の処理経過 )

年 月 日	内 容
平成 2 2 年 1 月 1 9 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 2 2 年 1 月 2 5 日	実施機関から理由説明書を受理
平成 2 2 年 1 月 2 8 日 ( 審査会第 1 回目 )	審議
平成 2 2 年 2 月 1 0 日	異議申立人から意見書を受理
平成 2 2 年 2 月 1 8 日 ( 審査会第 2 回目 )	審議
平成 2 2 年 3 月 1 1 日 ( 審査会第 3 回目 )	審議
平成 2 2 年 4 月 1 5 日 ( 審査会第 4 回目 )	実施機関から意見聴取
平成 2 2 年 6 月 1 0 日 ( 審査会第 5 回目 )	異議申立人から意見聴取
平成 2 2 年 7 月 1 5 日 ( 審査会第 6 回目 )	審議
平成 2 2 年 8 月 2 6 日 ( 審査会第 7 回目 )	審議
平成 2 2 年 9 月 1 6 日 ( 審査会第 8 回目 )	審議
平成 2 2 年 1 0 月 1 4 日 ( 審査会第 9 回目 )	審議
平成 2 3 年 1 月 1 4 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

( 参考 )

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 ( 株 ) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	H22.10.2 まで
本藤三世子	( 財 ) しまね女性センター経営委員	
丸山 創	弁 護 士	H22.10.3 から